

## 第2編 基本構想



小中学生絵画

「未来のひたちなか市」～ひたちなか市をこんなまちに～

優 秀 賞

田彦中学校2年 藤巻 美稀さん

## 1 まちづくりの基本的な考え方

本市は、実り豊かな那珂台地と海の幸に恵まれた、水と緑に囲まれたまちです。早くから工業や水産業を中心として多様な産業が根付き、快適な都市環境が整備されるとともに、北関東の中核拠点としての役割が期待されているひたちなか地区においては、多くの企業が立地し、茨城港常陸那珂港区の整備が進むなど発展を続けています。常陸那珂港区には国際航路も数多く開設され、国営ひたち海浜公園には多くの外国人観光客も訪れるなど、世界にひらかれた交流拠点として発展を続けています。

一方、経済の長期低迷、少子高齢化の進展や家族形態の変化などにより市民の価値観やライフスタイルは変化し、ニーズは多様化しています。本市においても、自治会加入率の低下に見られるように、これまで地域社会を支えてきたコミュニティ機能の低下も生じてきています。その一方、東日本大震災を経験したことにより、人と人の絆の大切さが見直され、家族や友人との絆だけでなく、自分の暮らすまちの人々とのつながりの重要性も再認識されています。

本市が末永く発展を続けていくため、本市の地理的優位性を活かして産業を活性化し、日々の生活を支える働く場を確保するとともに、人々が絆で結ばれ、観光、教育、文化、スポーツなど様々な分野で交流を創出し、まちの活力を高めながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を抱き、末永く健やかに暮らすことのできるよう、自立と協働のもとに計画的にまちづくりを進めていきます。

## 2 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方に基づき、暮らしたくなるまち、暮らし続けたいまちをつくるため、ひたちなか市の目指すべき将来都市像を

**世界とふれあう 自立協働都市**

**～豊かな産業と いきいきとした暮らしが広がる**

**元気あふれるまち～**

と定めます。

## 3 人口・世帯の想定

この基本構想は平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とし、基本構想の目標年度である平成37年度における本市の人口を154,000人、世帯数を65,000世帯と想定します。

## 4 土地利用

### (1) 基本的な考え方

目指すべき将来都市像に即した均衡ある都市の形成を図るため、本市の恵まれた自然環境と地域の特性を活かした適正かつ合理的な土地利用を基本とします。

良好な生活環境を確保するために必要な地域については土地利用の規制を強化するとともに、弾力的な土地利用が必要な地域については規制を緩和するなど、地域の実情に応じたきめ細かな規制・誘導を図ります。

また、常陸那珂港区や北関東自動車道の整備による物流の活発化やひたちなか地区の留保地利用の進展などの変化を踏まえながら、郷土の発展につながる、自然環境との共生が可能な潤いとゆとりのある生活を営むことができる土地利用を促進します。

### (2) 土地利用の方向性

#### ① 都市的土地利用

市街化区域については、環境の保全と自然との調和に配慮しながら、市のまちづくり計画と市街化の進展状況に応じた機能的で秩序ある土地利用を推進します。

住居系地域については、安全で快適な潤いのある生活環境を確保するため、公共施設の整備や整然とした街並みの創出を図ります。土地区画整理事業の施行区域については、市民生活の利便性を高める基幹となる道路の整備や雨水排水対策、公共交通利用環境整備等を重点的に実施し、市街地の利便性や安全性を高めるとともに、地区計画制度などの活用により、秩序ある市街地環境の形成に努めます。

商業系地域については、勝田駅前を含めた中心市街地における商業機能の集積や中高層住宅の建設などによる高度利用を促進し、にぎわいの創出を図るとともに、佐和駅及び那珂湊駅を中心とする地区への商業・業務機能の誘導に努めます。

工業系地域については、周辺環境に配慮し、工場敷地内の緑化を促進するとともに、道路、公共下水道などの基盤整備による利便性の向上を図ります。

#### ② 農業的土地利用

農業の健全な発展を図るとともに、洪水や土砂崩れの防止など農地の有する多面的な機能を有効活用するため、優良農地の保全に努めます。

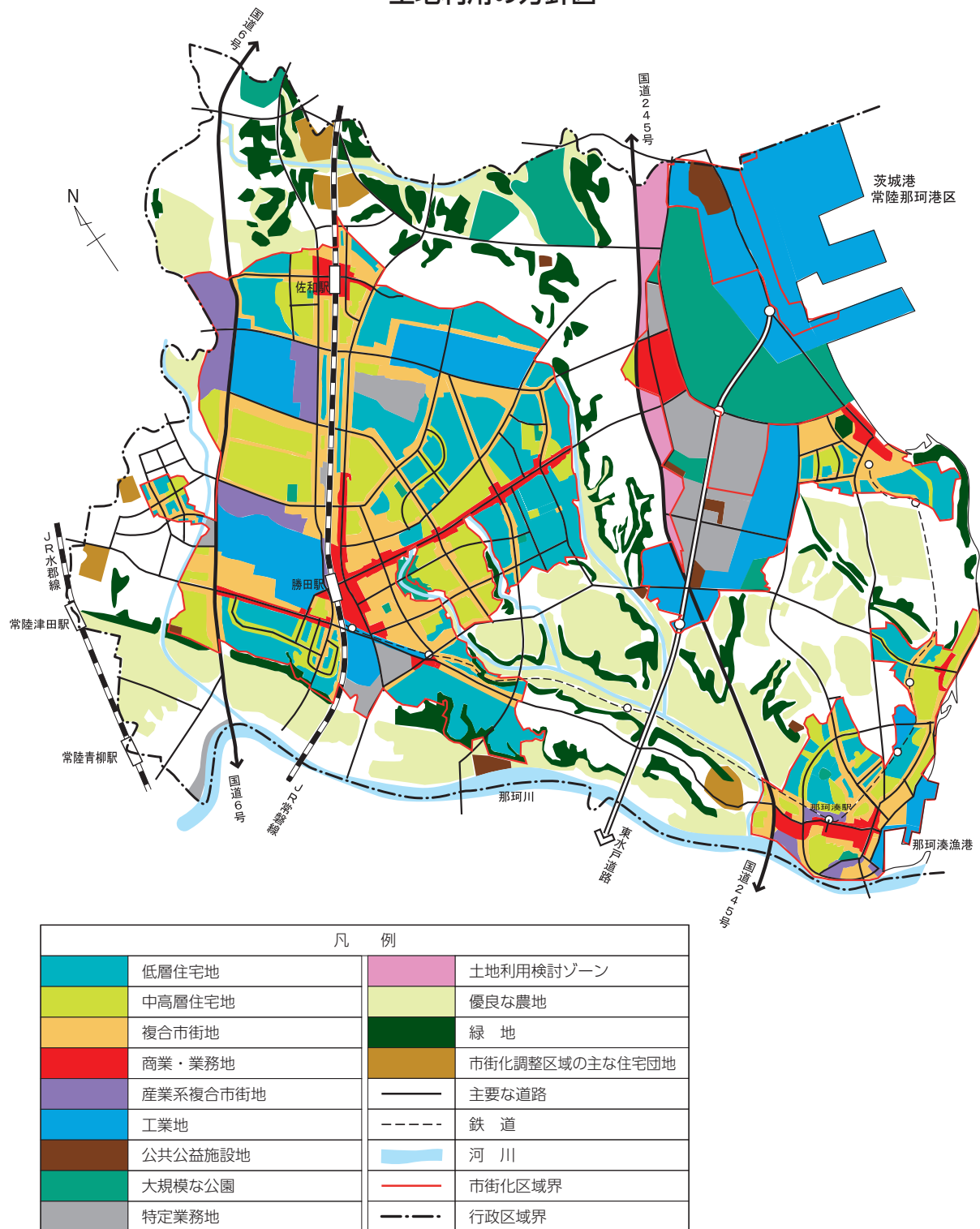
また、土地改良事業などの基盤整備により、農地の集約・大規模化や集落の居住環境の整備を推進します。

### ③自然的土地利用

良好な環境や景観を形成している台地縁辺部の斜面緑地や、河川、ため池などの水辺等については、保全・整備に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーションの場としての活用を図ります。

また、海岸地域については、豊かな自然環境の保全・活用に努めます。

#### 土地利用の方針図



## 5 施策の大綱と基本方針

将来都市像「世界とふれあう 自立協働都市 ～豊かな産業と いきいきとした暮らしが広がる 元気あふれるまち～」の実現に向け、施策の大綱を次のとおり定めます。

### I 災害に強く 安全安心に暮らせるまちづくり

- I-1 防災力の強化
- I-2 防災基盤の整備
- I-3 治水対策
- I-4 危機管理
- I-5 消防・救急
- I-6 防犯
- I-7 交通安全

### IV 子どもたちがのびのびと成長し 豊かな人間性が育まれるまちづくり

- IV-1 地域の子育て支援
- IV-2 母子保健
- IV-3 幼少期の保育・教育
- IV-4 学校教育
- IV-5 高校・大学教育
- IV-6 青少年育成
- IV-7 生涯学習
- IV-8 スポーツ
- IV-9 芸術・文化

### II 多様な産業が発展し にぎわいあふれるまちづくり

- II-1 企業誘致と雇用の創出
- II-2 産業基盤の強化
- II-3 工業
- II-4 商業
- II-5 農業
- II-6 水産業
- II-7 観光
- II-8 産業の活性化

### V やすらぎと潤いにあふれ 快適に暮らせるまちづくり

- V-1 魅力ある街並みの形成
- V-2 市街地整備
- V-3 施設等の活用
- V-4 土地区画整理事業
- V-5 道路
- V-6 上水道
- V-7 生活排水
- V-8 公園・緑地
- V-9 環境保全
- V-10 資源循環型社会の構築
- V-11 住宅
- V-12 公共交通

### III とともに支えあい 未永く健やかに暮らせるまちづくり

- III-1 地域福祉
- III-2 高齢者福祉
- III-3 障害者(児)福祉
- III-4 健康づくり
- III-5 医療・疾病予防
- III-6 社会保障

### VI 市民とともに歩む 人と人がつながるまちづくり

- VI-1 市民との協働
- VI-2 市民活動支援
- VI-3 絆の構築
- VI-4 交流の促進
- VI-5 男女共同参画
- VI-6 行政情報発信・広聴
- VI-7 情報通信
- VI-8 効率的な行財政運営
- VI-9 広域連携



## I 災害に強く 安全安心に暮らせるまちづくり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大の地震と津波、原子力事故が複合した未曾有の災害となり、わが国に大きな試練と困難をもたらしました。本市では震度6弱を記録し、建物の全半壊、道路の亀裂や陥没、上下水道、小・中学校、スポーツ・文化施設をはじめとした公共施設の損壊などが生じ、那珂湊や平磯などの沿岸地域においては、押し寄せた津波により家屋、漁港、魚市場などが浸水・損壊するなど、市内全域で甚大な被害をこうむりました。

市では、「地域の絆をいかした災害に強いまちづくり」を目標に「ひたちなか市復興計画」に基づき、震災以前にも増して元気なひたちなか市を目指し、復旧、復興への歩みを着実に進めてきました。今後、首都直下地震や東南海地震が発生する可能性も予測され、また、近年では局所的な豪雨も頻発している中、市民の生命と財産を守るため、防災・減災そして災害への備えに万全を期す必要があります。また、本市は全域が東海第二原発の原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（UPZ）の範囲となる30km圏内に位置することから、万一の場合の避難体制の整備等をはじめとした、原発所在地域としての対応を進めていく必要があります。

また、高齢化の進展により、高齢者が関係する交通事故や高齢者が被害者となる犯罪等も増加しており、防犯パトロールなど地域が取り組む活動を支援するなど、引き続き地域と連携しながら、交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全安心なまちづくりに努めていく必要があります。

### 1 防災力の強化

災害時の市民生活の安全確保へ向けて、災害時の情報伝達体制を確保するなど、様々な観点から災害への備えに万全を期すとともに、自主防災会や民生委員・児童委員、関係機関と連携を密にしながら、避難行動要支援者の支援体制の構築など、更なる防災体制の強化に努めていきます。

東海第二原発への対応としては、「原発所在地域」として、周辺自治体と連携しながら、事業者や県に対し、原子力安全協定の範囲及び権限の拡大について見直しを求めています。あわせて、広域的な避難のあり方や緊急時の対応について、県及び関係市町村と連携のもと十分な検討を行いながら取り組みます。



## 2 防災基盤の整備

津波や原子力事故をはじめとした災害の際に、安全・円滑に避難するための経路となる道路等を整備します。また、災害時の避難所となる学校施設の耐震化や耐震性の高い水道施設への更新など、防災基盤の整備を推進します。

## 3 治水対策

急速な都市化の進展に伴う浸水被害を解消するため、雨水幹線の整備及びその流入先となる河川の改修を計画的に推進するとともに、中丸川については、県の実施する多目的遊水地事業と調整を図りながら、親水性中央公園を整備します。

また、台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため、那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を促進します。

## 4 危機管理

幅広い地域に大きな被害が及ぶおそれのある新しい感染症や大規模な事件・事故などの発生に対して、平素から備え、予防に取り組むとともに、万一発生した際には、被害を最小限に食い止め、適切かつ速やかに対応できる体制づくりに努めます。

## 5 消防・救急

災害や緊急時に迅速かつ的確に対応するため、東海村との広域消防・救急体制の更なる充実強化を図るとともに、消防団と緊密に連携し、地域に密着した消防体制づくりに努めます。また、火災を未然に防ぐとともに被害を軽減するため、地域や家庭の防火意識の啓発に取り組むとともに、住宅用火災警報器の設置を促進するなど防火対策を推進します。

さらに、救命率の向上を図るため、応急手当法やAEDの普及啓発、バイスタンダーの育成に努めます。



## 6 防犯

防犯パトロールなど地域が取り組む防犯活動を支援するとともに、防犯灯の設置や維持・管理を促進するなど、犯罪のないまちづくりに努めます。

高齢化、核家族化の進行に伴い増加が予想される空き家への対応については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び本市独自の条例に基づき、所有者への適正管理の指導や

事前相談, 安全対策, 利活用の促進等に取り組みます。

また, 多様化, 複雑化する消費者トラブルや詐欺などの犯罪被害を未然に防止する取組や相談体制の充実を図ります。

## 7 交通安全

カーブミラー, 防護柵など交通安全施設を設置し, 通学路や生活道路の安全性を確保します。また, 自動車・自転車の運転者や子どもを対象とした交通安全教育を推進するとともに, 交通事故の加害者・被害者となることが多い高齢者の交通安全対策の強化に取り組みます。





## II 多様な産業が発展し にぎわいあふれるまちづくり

本市は、製造業を中心として発展を続けてきた「ものづくりのまち」であり、多くの優れた技術が創出されてきました。これに加えて、日本一の生産量を誇る「ほしいも」を中心とする農業、古くから栄える水産業、年間150万人が訪れるおさかな市場や美しい海岸線など豊かな地域資源を活かした観光業など、多種多様な産業が根付いています。近年は茨城港常陸那珂港区の整備が進み、北関東自動車道が全線開通するなど交通インフラの整備が進んだことから、ひたちなか地区においては多くの企業が立地し、産業の集積が進んでいます。

本市の恵まれた地理的優位性を最大限に活かし、企業誘致に取り組み、新たな雇用を創出するとともに、本市の多様な産業が持続的に発展するよう、産業基盤の強化や、産業を支える人材、新たな担い手の育成に努めるなど、職住近接のまちづくりに取り組む必要があります。また、本市の豊かな観光資源を最大限に活かし、公共交通体系の整備などと合わせて、交流をさらに推進し、にぎわいの創出に取り組む必要があります。

### 1 企業誘致と雇用の創出

北関東自動車道をはじめとする広域幹線道路網や茨城港常陸那珂港区など本市の地理的優位性を活かして企業立地を推進し、雇用の場の創出や拡大を図ります。また、公共職業安定所などと連携し、安定的な雇用の確保や情報提供に努めるとともに、市内や近隣自治体に立地する高等学校、立地企業等と連携して地元雇用を促進するなど、職住近接のまちづくりを推進します。

### 2 産業基盤の強化

本市の産業の発展を牽引する茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の更なる増加を図るため、国内外のポートセールス活動、首都圏や北関東自動車道沿線の企業等を対象にしたセミナーの開催などを通じて港湾の利用を促進



します。また、建設機械や完成自動車の輸出等に対応するため、岸壁やふ頭などの整備や、港区内の波の静穏度を確保する防波堤の整備を促進します。

さらに、ひたちなか地区への物流の増加を図るため、東関東自動車道水戸線など広域的な交通網の整備を促進します。

### 3 工業

社会経済情勢の変化など企業を取り巻く環境の変化に適確に対応することができるよう、ひたちなかテクノセンターなどの産業支援機関と連携し、市内中小企業の生産技術の向上、人材育成、新製品開発、創業支援、販路開拓等を支援するとともに、茨城工業高等専門学校などとの産学官連携により、新製品開発や技術者の育成、新規卒業者採用等による優秀な人材の確保等を支援するなど、企業競争力を強化します。また、制度融資の充実を図り、経営の改善や生産設備の整備を促進しながら、経営基盤の強化を図るとともに、企業が事業の拡大に当たり引き続き市内に円滑に立地できるよう、企業動向、ニーズに即した支援を実施します。

### 4 商業

多様化する消費者ニーズに対応した地域商業の振興を図るため、新たな顧客の確保や販路の拡大に向けた支援を実施し、経営力の向上を図ります。また、商工会議所が取り組むコミュニティ交流サロンの運営、名製品の開発や販路開拓を支援するなど、商店街及び商業の活性化に取り組むとともに、まちづくり会社と連携しながら、商店街のにぎわいの創出や空き店舗を活用した創業活動を支援します。さらに、市内の産業支援機関と連携し、創業に関する相談体制や支援制度の充実を図るとともに、勝田駅、佐和駅、那珂湊駅を中心とする市街地においては、それぞれの特性を活かした商業拠点の形成を図ります。

### 5 農業

農業の担い手不足に対応するため、後継者や新規就農者の確保・育成に努めるとともに、耕作放棄地を活用するため、農地の貸し借りの仲介などを行う農地中間管理機構に指定された「茨城県農林振興公社」と連携しながら、認定農業者など規模拡大に取り組む農家への農地の集積・流動化に努めます。

また、県営畑地帯総合整備事業により、中根荒谷地区においては農道や用排水施設を整備するとともに、整備が完了した東中根地区と合わせ、今後国営那珂川沿岸水利事業により供給される農業用水を活用しながら、畑地の生産性向上に取り組めます。日本一の生産量を誇る「ほしいも」については、付加価値や品質の向上、PRなどにより他産地との差別化を図りながら、地域ブランド化を推進します。

### 6 水産業

安全安心な水産物の供給に努めるとともに、漁業協同組合をはじめとする関係団体を支援するなど、経営の安定化を図ります。また、水産業を維持・発展させていくために、漁場環境を維持、保全し、担い手を確保・育成するとともに、地産地消や魚食普及の取組を進めます。

さらに、全国一の加工量を誇るタコのブランド化を支援するとともに、漁業協同組合などが地魚加工販売施設等を活用して行う、未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援するなど、6次産業化に取り組みます。

## 7 観光

美しい自然景観、国営ひたち海浜公園などの観光施設、史跡・名勝、祭りや伝統文化などの観光資源を、地域の食やイベントなどと結びつけ、ひたちなか海浜鉄道湊線をはじめとした公共交通機関とも連携しながら、道の駅など地元産品等の販売拠点の整備を検討するなど、回遊性のある観光ネットワークづくりを推進します。



また、テレビCMの放映やソーシャルネットワークの活用など戦略的な情報発信を行うほか、観光ボランティアを育成し、おもてなしの心による地域に根差した観光振興を図るとともに、広く海外からの観光客へ対応するため、公衆無線LANエリアを拡大するなど、交流人口の拡大に積極的に取り組みます。

## 8 産業の活性化

産業交流フェアやみなと産業祭の開催などを通じて、市に根付く幅広い産業や企業活動等について広く周知し、市民や企業、団体などの交流を推進します。また、新製品・新技術等を国内外の展示会等に出展する企業を支援します。





### Ⅲ

## ともに支えあい 未永く健やかに暮らせるまちづくり

わが国の人口は、平成20年以降減少を続けています。本市の人口はこれまで緩やかに増加してきましたが、増加の幅は徐々に小さくなり、人口減少の局面にさしかかっています。少子高齢化の進展に伴い、介護が必要となる方や生活習慣病にかかる方が増加するとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯もますます増加することが予測されます。

市民誰もが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を送っていくことができるよう、人々が家族や地域の絆で結ばれ、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。あわせて、生涯を通じて健康で心豊かに暮らすことができるよう、地域と連携しながら元気アップ体操を普及する「ときめき元気塾」を開催するなど、健康づくりや介護予防に取り組みます。

また、高齢化に伴い、医療への需要の増加が予測されることから、本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院を中心とした医療体制の構築に努めるとともに、誰もがいつでも安心して医療を受けることができるよう、医師の確保に取り組みます。

### 1 地域福祉

保健、医療、福祉の総合的な連携により、住み慣れた地域の中で安心して生活するためのきめ細かな福祉施策を展開するとともに、市民が自主的に運営する交流サロンなどのボランティア活動の支援や福祉団体の育成に努め、地域で暮らす住民同士が気軽に交流することができる環境づくりを推進します。



### 2 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護サービス基盤の整備や、地域のニーズに合った介護予防の充実、小地域ネットワーク事業の推進など、介護・福祉サービスの充実に努め、おとしより相談センターを中心として関係機関との相互連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、疾病を抱えてもできる限り在宅で過ごすことができるよう、在宅医療体制の充実や、医療、介護、福祉の相互連携に努めます。

### 3 障害者（児）福祉

障害のある方が自らの希望する場所で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業や障害福祉サービスの提供に努めます。また、適切なサービスを利用しながら地域において自立して生活できるよう、相談支援事業所を中心とした関係機関による相談支援体制の充実を図り、就労や社会参加を支援します。

### 4 健康づくり

健康寿命を延伸し、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域の健康づくりのリーダーとなる食生活改善推進員や保健推進員、元気アップサポーターと連携し、食生活の改善や元気アップ体操の普及などによる健康づくりを推進します。



### 5 医療・疾病予防

本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院による救急医療や高度医療に係る医師確保を支援するとともに、病院とかかりつけ医の連携を推進します。休日や夜間の救急医療体制については、医師会や薬剤師会と連携しながら休日夜間診療所を運営すると



ともに、日立製作所ひたちなか総合病院による小児救急の運営等を支援します。

さらに、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病やがんなどの疾病を予防、早期発見するため、特定健康診査や各種健康診査の受診率向上に取り組むとともに、特定保健指導をはじめとした事後指導を強化します。

### 6 社会保障

国民健康保険や後期高齢者医療制度における医療給付、介護保険などにおける介護サービス給付等の適正化に努めるとともに、年金制度の普及啓発や相談業務を実施します。また、生活保護については、適正な給付を行うとともに、関係機関と連携しながら自立・就労支援を強化します。



## Ⅳ 子どもたちがのびのびと成長し 豊かな人間性が育まれるまちづくり

本市が活力のあるまちとして持続的に発展していくためには、子育てを行う若い世代への支援を充実し、未来を担う子どもたちがいつまでも本市に住み続けることができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。そのためには、妊娠・出産・子育ての期間を通じて切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える必要があります。社会経済情勢の変化に伴い、家族形態の変化や就労形態の多様化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化していることから、多様なニーズに応じた保育サービスの提供等に努めるとともに、保護者の育児不安や孤立感など様々な悩みを解消するため、相談支援体制の強化に加えて、子育て世代が互いにふれあうことのできる場を確保するなど、地域の絆の中で子どもが成長できる環境づくりを進めます。

また、市内の幼稚園、小・中学校、高等学校や高等専門学校に加えて、周辺都市には大学なども多く立地しており、子どもたちが成長に応じて教育を受ける環境が整っています。しかし、少子化等に伴い、学校の小規模化が進行しつつある地区もあることから、子どもの健全な成長にとって最も望ましい教育環境づくりを行うことを基本に、小・中学校の規模の適正化を図るとともに、小中一貫教育の導入を検討する必要があります。さらに、少子化や核家族化など社会情勢の変化により、学校教育をめぐる環境が大きく変化していることから、子どもたちがのびのびと学習できる環境づくりを進めるとともに、一人一人の事情に即した適切な相談、指導を行える体制の確立を図る必要があります。

また、青少年の健全な育成を図るため、関係機関と連携し、相談指導体制の充実を図るとともに、市民の多様な学習ニーズに即した生涯学習の機会の提供に努めます。

### 1 地域の子育て支援

子育て中の親子が集い交流を図ることのできる場の拡充など、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、子育てサロンなど地域の子育てへの取組を支援します。



### 2 母子保健

子どもや妊産婦の医療費や不妊治療費などに対する助成を行うとともに、健康診査や育児相談を実施するなど母子が健やかに成長するために必要な支援を切れ目なく行います。

### 3 幼少期の保育・教育

保育サービスについては、障害児の保育，延長保育や一時預かり，病児・病後児保育などの更なる充実を図ります。

幼児教育については，幼稚園において子育てに関する講演会や研修会，幼児教育相談を実施



するなど保護者の子育てを支援するとともに，防犯・防災教育の充実を図ります。また，公立幼稚園の役割やあり方について検討するとともに，園児が小学校での学習や生活にスムーズに対応できる環境づくりに努めます。

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒については，一人一人の状態に応じた適切な

支援・指導を実施するとともに，発達に心配のある子どもへの支援については，みんなのみらい支援室において，保護者や教諭への相談支援や講習会を行うなど，子どもたちが日常生活をスムーズに送り，健やかに成長できる環境づくりに努めます。

さらに，保護者の就労を支援するため，小学生の放課後，長期休業期間中の安全な居場所となる学童クラブの充実を図ります。

### 4 学校教育

小・中学校においては，児童・生徒一人一人に，確かな学力，豊かな心，健やかな体を育み，将来の社会生活を主体的に切り開いていける「生きる力」を養うため，研究推進校事業やチーム・ティーチングなどを通して，学習環境の向上に努めるとともに，地域と連携を深めながら，特色ある学校づくりに取り組みます。また，いじめや不登校などの課題に対応するため，教育相談活動の充実を図り，学校生活を支援します。



小・中学校の適正規模化については，児童・生徒の育成に最も適した環境づくりという観点から，地域の声を十分に聞きながら進めていきます。

### 5 高校・大学教育

本市内唯一の高等教育機関である茨城工業高等専門学校と，産業振興，防災，生涯学習など幅広い分野における連携を推進するとともに，周辺都市の高等教育機関等とも幅広く連携

し、地域課題の解決や地域の活性化、人材の育成に努めます。また、ものづくりや医療・福祉分野などにおける若い人材を育成する新たな高等教育機関の誘致等に努めます。

## 6 青少年育成

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、地域や関係機関と連携しながら、指導・相談体制を充実するとともに、高校生会、子ども会育成連合会、ボーイスカウトなどの青少年団体の活動を支援します。



## 7 生涯学習

市民の生涯にわたる自主的なまなびを支援するため、市民大学をはじめとした学習活動の機会づくりや情報提供に努めます。

また、図書館については、本に親しむ環境づくりを推進するとともに、建替えを進めます。

## 8 スポーツ

勝田全国マラソン大会、三浜駅伝競走大会をはじめ、健康の増進、市民及び参加者相互の交流の促進にもつながる各種スポーツ大会を積極的に開催、誘致するなどスポーツの振興を図ります。また、健康づくり、いきがいつくりの観点から市民スポーツの場の整備等に努めるとともに、スポーツ団体や指導者の育成、支援を推進します。また、茨城国民体育大会や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、生涯を通じてスポーツに親しむ環境の更なる充実を図ります。



## 9 芸術・文化

郷土の伝統芸能を次の世代へ伝えるため、児童・生徒が鑑賞、体験する機会を創出します。

また、虎塚古墳や那珂湊反射炉跡をはじめとする本市の貴重な歴史的資源の保護、活用を図るとともに、その魅力を広く発信します。



本市は、高度経済成長期における人口増加と宅地需要を背景に、土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、道路、公園、学校など公共インフラを整備し、快適で利便性の高い都市づくりを推進してきました。これらの公共インフラの多くは、同時期に整備され、一斉に老朽化が進みつつあることから、計画的に補修・改修を行っていく必要があります。また、これらの都市基盤の整備に伴い、市街地の拡大が進みましたが、降雨時の中小河川の氾濫、管理されていない空き家の増加等、新たな課題に対処する必要があります。ひたちなか地区においては、国営ひたち海浜公園のイベント時などでは交通渋滞が課題となっているほか、昭和通り沿いの「都市センター」のエリアにおいては大型商業施設が過度に集積し、本来の計画とは違った姿になりつつあります。

事業開始時には先進的な取組であった土地区画整理事業は、地価の下落や、宅地需要の減少などにより、収支が大幅に悪化していることから、公共性の高い事業を優先しながら全体事業費を抑制することを基本に、抜本的な計画の見直しを引き続き進めていく必要があります。

勝田駅東口再開発事業などにより、都市環境の向上が図られてきた中心市街地の整備等については、武田、六ッ野地区の土地区画整理事業を進めるとともに、まちづくり会社とも連携しながら、都市機能の再編、充実に取り組みます。

公共交通については、スマイルあおぞらバスの運行や湊線の存続、利用促進などに積極的に取り組んでいるところです。今後、更なる少子高齢化の進展に伴い、高齢者を中心とする交通弱者の増加が予測されることから、これまで以上に公共交通の充実に努めるとともに、まちづくりと一体となった総合的な公共交通体系を整備する必要があります。

## 1 魅力ある街並みの形成

本市の恵まれた自然環境を保全しながら、快適な生活環境を確保し、秩序あるまちづくりを行うため、市街化区域、市街化調整区域の区域区分や用途地域を適正に設定します。また、地区計画制度を活用するとともに、建築協定・緑地協定の締結を促進し、良好な景観形成を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。



## 2 市街地整備

勝田駅周辺の中心市街地や那珂湊地区、佐和駅周辺地区については、本市の拠点地区として、公共機関や商業・医療などの生活機能、交通結節機能をはじめとする都市機能について、それぞれの地区の特性に応じた誘導や、土地区画整理事業による市街地の整備を進めます。

中心市街地の整備については、本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院を核としたまちづくりを基本として、バリアフリーに対応した歩道など安全安心な歩行空間の整備に取り組みます。また、生涯学習センターや青少年センターなど老朽化しつつある市の公共施設などの都市機能を再編・集約し、子育て支援など新たなニーズに即した機能を導入するとともに、まちづくり会社とも役割分担を図りながら中心市街地のまちづくりを進めます。

ひたちなか地区においては、まちづくりの観点から将来を見据えた土地利用を図るとともに、国営ひたち海浜公園や茨城港常陸那珂港区の整備を促進します。

## 3 施設等の活用

公共施設等の再編・整備・建替えについては、利用状況やニーズを調査し、バリアフリー化の促進など誰もが使いやすい機能の充実にも配慮しながら、計画的な維持管理や補修・改修を行います。

また、公共施設の再編等により用途が廃止された施設や未利用地については、地域からの意見もいただきながら、市民サービスの向上、地域活性化などの観点から利活用を検討します。

## 4 土地区画整理事業

現状道路の活用、家屋移転の縮減等により全体事業費を抑制しながら、基幹となる都市計画道路や通学路、雨水排水路の整備、公共交通利用環境の充実等の公共性の高い事業を優先することを基本に、事業計画の見直しを行いながら、既成市街地、本市の拠点地区である中心市街地、那珂湊地区、佐和駅周辺地区においてそれぞれ整備を進め、早期完了を目指します。

## 5 道路

国道245号の拡幅及び湊大橋の4車線化、県道那珂湊那珂線の市毛交差点改良をはじめとする国・県道の整備や東中根高場線の県道昇格などを促進します。また、和田町常陸海浜公園線などの都市計画道路を整備するとともに、一般市道については、地域の実状に即して





改良工事などを進めます。さらに、橋梁等のインフラの長寿命化のための改修・補修工事を計画的に進めます。

## 6 上水道

安全な水を将来にわたって安定的に供給していくため、那珂川からの取水、深井戸による地下水取水及び県水受水の3つの取水源を引き続き確保し、災害時のリスク分散を図り

ます。このため、東日本大震災発生時に大きな被害を受けた上坪浄水場を、耐震性能が高く、環境に配慮した施設に更新するとともに、管路施設の耐震化を進め、健全な水道事業経営に努めます。



## 7 生活排水

衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、土地区画整理事業の進捗や地域の実状に即した公共下水道の整備を推進するとともに、下水道事業との役割分担を図りながら、合併処理浄化槽の設置費等を補助し普及促進に努めます。



また、農業集落排水事業については、汚水処理施設等の適切な維持管理に努めます。

## 8 公園・緑地

緑豊かな生活環境を創出するため、都市公園の整備を推進するとともに、県が実施する中丸川の治水対策と連携しながら、親水性中央公園の整備を行います。



国営ひたち海浜公園については、来訪者が年間を通じて自然とふれあうことのできる、憩いや楽しみ場となるよう更なる整備を促進します。

また、風致地区や緑の保存地区などの活用により、生活に安らぎを与えてくれる緑豊かな自然環境を後世に残すよう努めます。

## 9 環境保全

安全で快適な生活環境を保持・確保するため、引き続き水質や騒音を測定し、事業者へ指導・啓発を行うなど公害の未然防止に努めるとともに、河川や公園等の地域での清掃活動などの環境美化活動を促進します。

また、墓地需要に対応し、市営墓地の整備を推進します。

## 10 資源循環型社会の構築

持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指し、バイオマスなどを利用した環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及啓発に取り組むとともに、市民、農業者や関係団体などと連携し、バイオマス資源の利活用に努めます。また、ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、不燃ごみの処理及び資源リサイクルについては、東海村と共同処理をする新たな処理施設の整備の検討を含め、将来にわたり安定した処理体制の整備に取り組みます。

## 11 住宅

市営住宅については、長寿命化のための改修工事を計画的に進めるとともに、耐用年数や構造上の理由から耐震補強が困難な場合には住宅の用途廃止を進め、それに伴う市営住宅の不足については、民間賃貸住宅を活用した家賃補助により対応します。

また、宅地開発の適正な指導を図るとともに、民間と連携した住宅情報の提供や公的支援制度の活用促進により、定住人口の増加を図ります。

## 12 公共交通

JR、ひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス、スマイルあおぞらバス等の連携に基づく公共交通体系の構築を図り、公共交通の利用を促進します。

スマイルあおぞらバスについては、交通弱者の外出の足として、更なる充実を図ります。

ひたちなか海浜鉄道湊線については、安全な鉄道輸送の維持確保に努めるとともに、おら

が湊鐵道応援団や地域と連携しながら、更なる利用促進を図ります。湊線のひたちなか地区方面への延伸については、回遊性や交流の促進、地域の活性化などの観点から、ひたちなか地区のまちづくりと一体的に取り組みます。



## Ⅵ 市民とともに歩む 人と人がつながるまちづくり

本市は、地域住民による自治会やコミュニティなどが組織され、よりよい地域づくりをめざし、住民相互の支え合いの精神により、地域の課題を自らの手によって解決していく市民力の高いまちです。平成22年に市民参画のもとにつくりあげた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を契機に、「まちづくり市民会議」においては、地域の課題解決等に向けた自主的な取組や活動が活発に行われています。また、地域の自主的活動や生涯学習の拠点についても、生涯学習センターを除く全ての公民館等が地域による運営に移行し、特色ある運営が行われています。このほか、福祉、環境、文化など様々な分野の団体が自主的に活動しています。

一方、近年の高齢化や核家族化など社会情勢の変化により、自治会加入率の低下への対応やひとり暮らし高齢者の支援など、新たな課題も発生しています。地域で生じた課題については、地域と行政で連携を密にしながら、適切な役割分担のもとに解決策を探っていく必要があります。

行政においても、行財政改革に不断に取り組み、効率化を図るとともに、限られた財源を計画的、重点的に配分しながら、財政基盤を確立していく必要があります。広域での取組が効果的な課題については、東海村をはじめとした周辺自治体と十分に調整を図りながら、広域連携を推進します。

### 1 市民との協働

まちづくり市民会議等から提起された課題について、市民、行政、事業者等が適切な役割分担を図りながら、様々な地域課題の解決に取り組みます。あわせて、自治会、コミュニティ組織、ボランティアやNPOなど市民の自主的な活動を引き続き支援します。

### 2 市民活動支援

市民の自主的で多様な活動をさらに活性化するため、自治会やコミュニティ組織などが取り組む活動を支援するとともに、空き家等を地域の集会施設、各団体の活動拠点などとして活用するなど、有効利用に取り組みます。また、自治会活動の趣旨、重要性を周知・啓発し、自治会への加入を促進します。

### 3 絆の構築

少子高齢化社会のなか、家族が互いに寄り添い、子育てや介護などにおいて支え合うことが



改めて大切になっていることから、同居等を始める三世代家族へ住宅購入費用等の一部を助成するとともに、多世代交流事業を推進するなど、家族の絆を深める施策に取り組みます。また、地域社会の中での助け合いを深めていくための活動を支援するなど、地域の絆の再生に取り組みます。

#### 4 交流の促進

本市の魅力を広く内外にアピールするとともに、市民自らによる主体的な交流を促進するため、全国規模の音楽やスポーツなどのビッグイベントの積極的な誘致・支援を図り、交流人口の



増加を促進します。また、様々な外国の文化に触れる機会を創出するなど、異なる文化や考え方を認め合う多文化共生社会の実現に努めます。さらに、国際交流ボランティアの育成を図るとともに、外国人が地域社会の一員として生活しやすい環境づくりを推進します。

#### 5 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって働き方や生き方を柔軟に選択し、仕事も生活も充実できるよう、各種講座を開催するなど啓発活動を推進し、男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図ります。また、配偶者間等の暴力に対する相談を実施し、被害者支援の充実を図ります。



#### 6 行政情報発信・広聴

市報、ホームページなどを通じ、市民にわかりやすい行政情報等の提供に努めるとともに、インターネットや動画、ソーシャルネットワーキングサービスなどの多様なメディアを活用し、まちの様々な魅力や特性を広く市の内外に情報発信し、本市の魅力度向上に努めます。

また、個人情報保護に配慮しながら、行政情報の公開・公表に努めます。

パブリック・コメントや市政懇談会をはじめとする意見交換の場を幅広く活用しながら、市民の声を市政へ的確に反映します。

#### 7 情報通信

情報セキュリティ対策を徹底しながら、情報通信技術を積極的に活用し、行政運営の効率化を図るとともに、GIS（いばらきデジタルまっぷ）をはじめとする誰もが自由に利用できる公共

データを拡充するなど市民サービスの向上を図ります。また、ITサポートセンターにおいて、市民の情報活用能力の向上を支援します。

## 8 効率的な行財政運営

行財政改革に不断に取り組みながら、限られた財源を計画的、重点的に配分することにより、効果的効率的な行政運営を図るとともに、企業誘致や市税収納率の向上などにより自主財源を確保しながら、自立した財政基盤の確立に努めます。

## 9 広域連携

行政サービスの向上等の観点から共同処理することが望ましい業務や、本市単独では解決が困難な課題について、2市1村の合併構想を踏まえた東海村との連携をはじめ、県央地区などの周辺自治体との広域連携に取り組みます。





